

タブレット端末の利用についての同意書（令和4年度）

墨田区から貸出されたタブレット端末は、**学習用として使用**します。

端末の更新があるまでは自分専用のタブレット端末として管理していただき、**卒業や転出時には学校へ返却**していただきます。返却された端末は、リセットの上、新入生や転入生が引き続き使用しますので、大切に扱ってください。

下記の事項をお読みいただき、確認した上で、必要事項に記入および捺印をお願いいたします。なお、注意事項をお守りいただけない場合は、端末の利用を中止させていただきます場合があります。あらかじめご了解ください。

＜貸出に関する注意事項＞

- ① タブレット端末の利用時間、情報モラル、インターネットの使い方等についてご家庭でお子様と話し合い、ルールを決めてください。
- ② タブレット端末は通信や授業で活用する関係上、お子様の氏名のほか、クラス等の他の児童の氏名が表示されることがあります。画面に表示される情報の撮影や転記、別の端末への保存などの持ち出し行為は厳禁です。
- ③ 端末やクラウドに保存されているデータや登録されている情報の撮影や転記、別の端末への保存などの持ち出し行為は、許可がない限り厳禁です。
- ④ 紛失、故障、破損があった場合には速やかに学校に報告してください。
- ⑤ タブレット端末及び付属品一式について、紛失及び故意や乱暴な取り扱い（投げる・たたくなど）による、故障、破損の際は修理代金等をご負担いただく場合がございます。
- ⑥ タブレット端末を持ち帰った際は、毎日自宅で充電してください。
- ⑦ ご家庭で使用する場合は、家庭の Wi-Fi 環境を利用してインターネットに接続していただきます。回線接続の問い合わせやサポートは学校や教育委員会では行えません。ご契約の通信事業者にお問い合わせください。
- ⑧ 通信費が発生する場合は、ご家庭での負担となりますのでご注意ください。

《切り取り》

墨田区立両国小学校校長様

貸出にあたり、上記注意事項について同意しました。

令和 年 月 日

年 組 番

児童氏名： _____

保護者氏名 _____ ⑩